

滋賀応援基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る寄附金を滋賀応援基金として積み立てるため、滋賀応援基金条例（平成20年滋賀県条例第81号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀応援基金は、滋賀県を応援しようとする個人または団体から受領した寄附金の適正な管理および運用を行い、これを財源として次に掲げる事業の推進を図るために設置するものとします。（第1条関係）

ア 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業

イ アに掲げるもののほか、滋賀の魅力ある地域づくりに資する事業

(2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。

滋賀応援基金条例の一部改正について

1. 改正の趣旨

現行の滋賀応援基金条例(以下、基金条例)では企業版ふるさと納税制度を活用した寄附を積み立てることができない。このため、今後展開していく県のような事業への企業版ふるさと納税による寄附を積み立てることができるよう基金条例の一部改正を行う。

<参考:企業版ふるさと納税について>

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除する制度

○ 寄附額の最大9割が税額控除

例)1,000万円寄附すると、最大900万円の法人関係税が軽減

○ 滋賀県外に本社がある企業が対象

○ 寄附額の下限は10万円

2. 現状と課題

【現状】

- ・ 企業版ふるさと納税による寄附を受ける場合であって翌年度以降の事業費に充当するときは、内閣府の承認を得て、基金に積み立てることが可能。
- ・ 基金へ積み立てる場合には、寄附を受ける事業担当課が、既存の基金(例えば、子ども基金など)に間借りするような形で内閣府の承認を得ている状況。

【課題】

- ・ 基金を所管していない事業担当課が企業版ふるさと納税の寄附を受けて基金に積み立てる場合、その都度、積み立てる基金を探し、基金所管課に積み立てることを依頼するなど調整が必要である。

3. 今後の方向性

- ・ 基金条例において、企業版ふるさと納税による寄附を積み立てできるよう、基金の目的に「地域再生法に基づくまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業の推進」を追加する。
 - 企業版ふるさと納税による寄附金の受け入れをスムーズに行うことができる。
 - 滋賀応援基金に積み立てた寄附金を一元的に管理することができる。
- ◇ 条例改正にあたり、制度を所管している内閣府に確認・相談し、改正案については了承を得ている。

滋賀応援基金条例新旧対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 滋賀県を応援しようとする個人または団体から受領した寄附金の適正な管理および運用を行い、これを財源として<u>滋賀の魅力ある地域づくりに資する事業の推進を図るため、滋賀応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>第2条以下 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 滋賀県を応援しようとする個人または団体から受領した寄附金の適正な管理および運用を行い、これを財源として<u>次に掲げる事業の推進を図るため、滋賀応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p><u>(1) 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、滋賀の魅力ある地域づくりに資する事業</u></p> <p>第2条以下 省略</p>